

所沢市立和田小学校PTA会則

第1章 名称及び事務所

第1条 この会は、所沢市立和田小学校PTAといい、事務所を和田小学校内におく。

第2章 目的

第2条 この会は、会員が協力して教育基本法に則り、和田小学校児童の健全な成長を図るとともに、地域の教育振興に努めることを目的とする。

第3章 活動及び方針

第3条 この会は、教育を本旨とする民主団体として前章の目的をとげるため、次の活動をする。

- (1) 家庭と学校の緊密な連絡
- (2) 教育環境の整備改善
- (3) 児童の校外生活の指導
- (4) この会の目的をとげるために必要な事項

第4条 この会は、学校の管理運営には干渉しない。

第4章 会員

第5条 この会の会員となることのできる者は、次のとおりとする。

- (1) 和田小学校に在籍する児童の保護者（Pと略称する）と和田小学校教職員（Tと略称する）とする。
- (2) 入会后、やむを得ない事情により退会を希望する場合は、担任を通じて会長へ申し出ることとする。

第6条 この会の会員は、会費を納めるものとする。

第7条 この会の会員は、会則の定めるところにより、すべて平等の権利と義務を有する。

第5章 役員の任期と任務

第8条 この会の役員は、次のとおりとする。

会長 1名（P 1） 副会長 3～4名（P 2～3、T 1）
会計 2～4名（P 2～3、T 1）書記 3～4名（P 2～3、T 1）
監事 2名（P 1、T 1）

第9条 この会の役員の任期は1年とし、再任を妨げない。なお、任期が過ぎても後任者が決定しない場合は、決定するまでその職責にあたるものとする。

第10条 役員に欠員が生じたときは、運営委員会がそれを推薦補充する。この場合の任期は、前任者の残任期間とする。

第11条 役員の任務は次のとおりとする。

- 2 会長は、この会を代表し、総会及び委員会等を召集し、その他一切の会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 4 会計は、この会の予算に基づいて、一切の会計事務を処理し、かつこの会の財産を管理する。
- 5 書記は、総会及び各種会議の記事を正確に記録し、その事務を司る。
- 6 監事は、会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第6章 役員の選出

第12条 役員の選出は、次のとおりとする。

- (1) 毎年1学期中に選考委員会を発足する。
- (2) 選考委員会は、毎年2学期中までに次年度の本部役員候補者を選出し、総会で承認を得る。
- (3) 選考委員は、毎年2学期中に会員中から、次年度の教養委員、ベルマーク委員を選出し、総会の承認を得る。
- (4) 選考委員会の構成については別に定める。

- 2 運営委員は、選考委員会に参加し、意見を述べることができる。
- 3 本部役員会は、PTA役員に欠員が生じたときに、代員を推薦し、運営委員会の承認をもって必要人数を補充することができる。
- 4 本部又は運営委員会が必要と認めた場合に限り、臨時的に本部役員を若干名補充することができる。

第7章 会計

第13条 この会の活動に要する経費は、会費及び他の収入をもってあてる。

第14条 この会の会費は、1家庭年額1500円とする。

第15条 この会の会計は、監事の監査を経てすべて総会に報告し、承認を得るものとする。

- 2 この会の監事は、前年度の会計または本部役員が行うこととする。

第16条 この会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第8章 会議

第17条 この会の各会議は、別に定める場合を除き構成人員の過半数の出席を得て成立し、出席人員の過半数の同意を得て決議する。

- 2 学校長は、学校運営の円滑化を図るため、この会のすべての会議に出席して、意見を述べることができる。

第9章 総会

第18条 総会は、この会の最高議決機関であって、全会員をもって構成する。

第19条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- 2 定期総会は毎年5月までに開催し、次の事項を審査承認し、決定する。

- | | |
|--------------|----------------|
| (1) 前年度の事業報告 | (2) 前年度の会計決算報告 |
| (3) 新年度役員の承認 | (4) 新年度事業計画案 |
| (5) 新年度の予算案 | (6) その他 |

- 3 臨時総会は、運営委員会または会長が必要と認めたとき、もしくは、会員の5分の1以上の要求があつたとき、会長がこれを召集する。

第20条 総会は、会員の5分の1以上の出席をもって成立する。ただし、委任状も出席とみなす。

- 2 議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。賛否同数の場合は議長がこれを決める。

第10章 本部役員会

第21条 この会に本部役員会をおく。本部役員会の構成及び任務は次のとおりとする。

- 2 本部役員会は、正・副会長、会計、書記で構成する。
- 3 本部役員会の任務は、PTA活動の基本的事項の検討をする。

第 1 1 章 運営委員会

- 第 2 2 条 この会に運営委員会をおく。運営委員会の構成及び任務は次のとおりとする。
- 2 運営委員会は、正・副会長、会計、書記、地区長、あおば長、教養委員長、ベルマーク委員長で構成する。
 - 3 運営委員会の任務は、次のとおりとする。
 - (1) 総会の議決事項の運営及び執行
 - (2) その他会務を円滑に遂行するために必要な事項の検討と執行
 - (3) 必要に応じて臨時運営委員会を設ける。

第 1 2 章 選考委員会

- 第 2 3 条 この会に選考委員会をおく。選考委員会の構成及び任務は次のとおりとする。
- 2 選考委員会は、本部役員 4 名で構成する。
 - 3 選考委員会の任務は、次のとおりとする。
 - (1) 本部役員候補者を選出し、本部役員に報告する。
 - (2) 教養委員を選出し、本部役員に報告する。
 - (3) ベルマーク委員を選出し、本部役員に報告する。
 - (4) 6 年生の保護者から、卒業係を選出する。

第 1 3 章 地区会及び地区委員会

- 第 2 4 条 この会に、地区内の会員の連絡を図ると共に児童の校外生活の指導にあたるため、地区会をおく。
- 2 地区会は、地区内全会員をもって構成する。
 - 3 活動は、各地区会を単位として行うものとする。
- 第 2 5 条 地区会を円滑に進めるために地区委員会をおく。
- 2 地区委員会は、地区選出の地区委員で構成し、地区長が統括する。

第 1 4 章 教養委員会

- 第 2 6 条 この会に、会員の教養を高め、学校と家庭教育の理解を深めるために、教養委員会をおく。その名称は家庭教育学級(パブリカ)とする。
- 2 教養委員会は、全学年の中から 6 ～ 8 名で構成し、委員は立候補により選出する。定員に満たない場合は、選考委員会で候補者を選出し、互選により決定する。
 - 3 教養委員の互選で、正・副教養委員長を選出する。
 - 4 選出時期は、2 学期中とする。
 - 5 任期は、新旧役員引継ぎ顔合わせ会議から次年度開講式までとする。
 - 6 活動は、全会員を対象として行うものとする。

第 1 5 章 ベルマーク委員会

- 第 2 7 条 この会に、児童の学習環境と、教育設備の充実を図るためにベルマーク委員会をおく。
- 2 ベルマーク委員については、委員長と副委員長とし、立候補により選出する。定員に満たない場合は、選考委員会で候補者を選出し、互選により決定する。
 - 3 ベルマーク委員会は、各家庭にベルマーク収集の協力を働きかけ、回収したベルマークの集計・使用目的の検討及び購入を行う。
 - 4 ベルマーク委員長は、ベルマーク集計結果及び使用目的について運営委員会に報告する。

第16章 会則の改正

第28条 この会の会則は総会において、出席者の過半数の賛成を得なければ改正することができない。

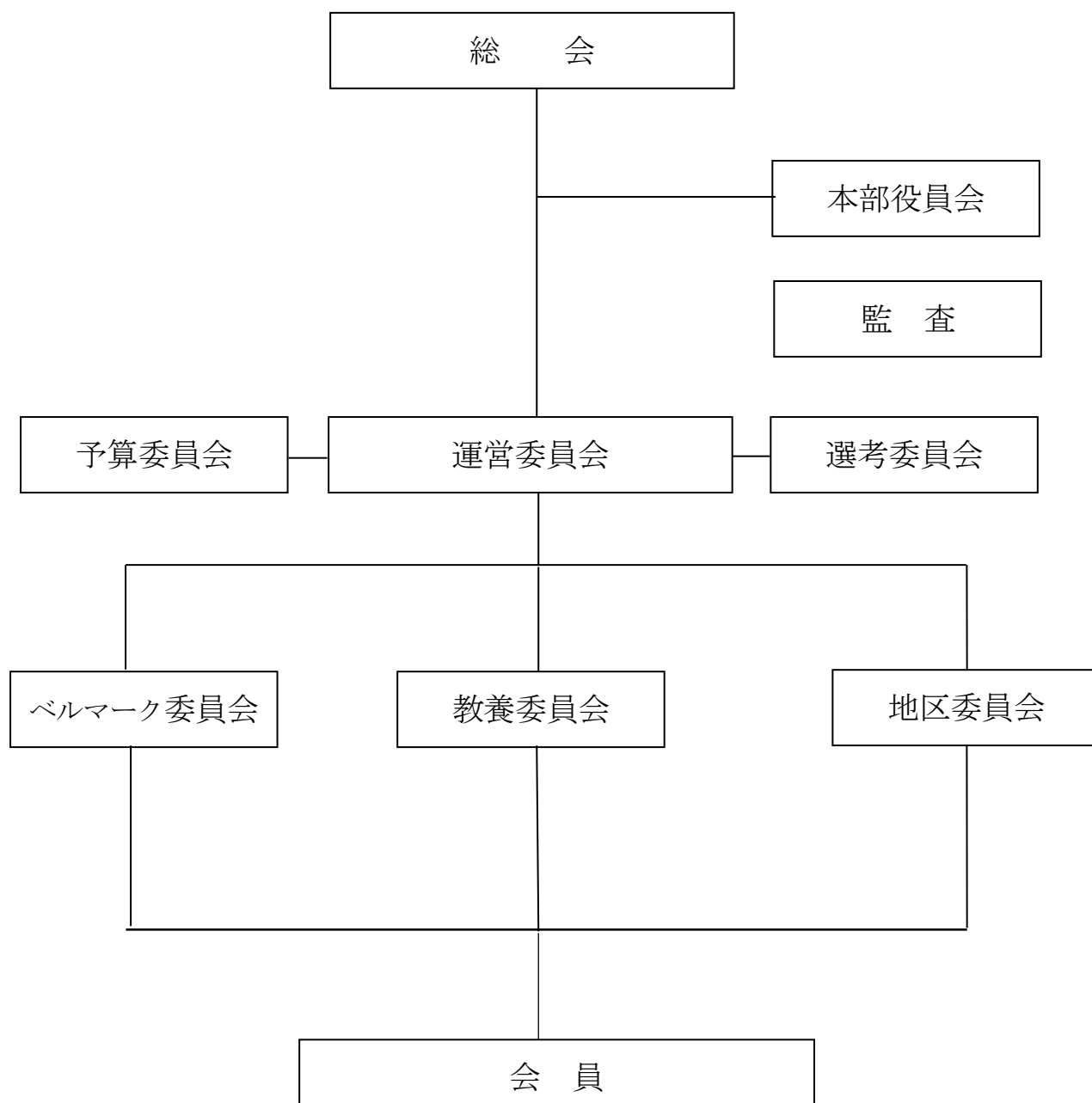
附則

第1条 この会則は平成10年4月1日より施行する。
この会則は平成11年5月1日に一部改正施行する。
この会則は平成13年5月1日に一部改正施行する。
この会則は平成24年4月27日に一部改正施行する。
この会則は平成26年4月25日に一部改正施行する。
この会則は平成27年4月24日に一部改正施行する。
この会則は平成28年4月22日に一部改正施行する。
この会則は平成29年4月28日に一部改正施行する。
この会則は平成30年5月1日に一部改正施行する。
この会則は平成31年5月10日に一部改正施行する。
この会則は令和4年3月1日に一部改正施行する。
この会則は令和8年5月8日に一部改正施行する。

第2条 この会則の円滑な運営のために必要な細則は別に定める。

第3条 この会に顧問（前会長）および相談役をおくことができる。

組 織 図



和田小学校PTA細則

第1条 この細則は、会則の附則第2条の規定によりこの会の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 【予算委員会】

この会の年度予算原案作成のため、予算委員会をおく。予算委員会は、本部役員（副1名、会計）、地区長4名、教養委員長1名、ベルマーク委員長1名、あおば長で構成する。

第3条 【選考委員会】

会則第23条の選考委員会の構成と任務は次のとおりとする。

- 2 選考委員会は、本部役員4名（会長・副1名・会計1名・書記1名）で構成し、委員の互選により正・副委員長を選出する。
- 3 選考委員会は、本部役員、教養委員・ベルマーク委員、卒業係を民主的に選出するため、広く全会員から立候補を集め、これを基にして候補者の選考を行う。
- 4 任期は、1学期から次年度総会において本部役員が承認されるまでとする。
- 5 選考委員会における協議事項は原則として秘密扱いとする。
- 6 選考委員会は、選出された役員候補者の内諾を得てから運営委員会に報告、総会で承認を得るものとする。
- 7 該当の役員、委員を務めたPTA会員は、務めた年を1年目とし以降6年目まで該当の役員、委員を免除する。

免除される役員及び委員とは、PTA役員（会長、副会長、書記、会計）地区長（地区長以外の地区委員は対象外）、教養委員、ベルマーク委員長、あおば長、卒業係（ただし、上記役員を務めた者でも、その後地区長は免除されない。）

（役員免除の適用について）

立候補により役員免除カードを取得した者が、任期中に一度も活動に参加しなかった場合、当該免除は無効となることがある。

ただし、やむを得ない事情がある場合は、本部へ申請し、承認を得た場合に限りこの限りではない。

就いた役職 免除される役職	本部役員	教養委員	ベルマーク長	地区長	あおば長	卒業係
本部役員	○	○	○	○	○	○
教養委員	○	○	○	○	○	○
ベルマーク長	○	○	○	○	○	○
地区長	×	×	×	×	×	×
あおば長	○	○	○	○	○	○
卒業係	○	○	○	○	○	○

※免除期間：6年（務めた年度を1年目とカウントします。）

- 第4条 この細則は、平成11年5月1日より施行する。
この細則は、平成13年5月1日に一部改正施行する。
この細則は、平成24年4月27日に一部改正施行する。
この細則は、平成27年4月24日に一部改正施行する。
この細則は、平成28年4月22日に一部改正施行する。
この細則は、令和3年2月24日に一部改正施行する。
この細則は、令和4年3月1日に一部改正施行する。
この会則は令和8年5月8日に一部改正施行する。

和田小学校PTA慶弔規定

- 第1条 この規定は、会員に関係ある慶弔が生じた場合、次によって慶弔の意を表し、会員相互の親睦を図ることを目的とする。
- (1) 会員に関する次の者が死亡した場合は、次の標準で弔意を表す。
会 員 5,000円
児 童 3,000円と花輪一基
- (2) 教職員が、転出・退職した時は、2,000円の記念品をおくる。
- (3) みまもり隊へ、毎年5,000円相当のお礼の品をおくる。
- (4) その他、慶弔の必要を生じた場合、また会長が必要と認めた場合は、その都度協議する。
- 第2条 この規定の改正は、総会によって行う。
- 第3条 この規定は、平成11年5月1日より施行する。
この規定は、平成22年4月30日に一部改正施行する。
この規定は、平成26年4月25日に一部改正施行する。
この規定は、令和4年3月1日に一部改正施行する。

和田小学校PTA個人情報取扱規定

第1条 本会は、次の個人情報を次条に定めた利用目的を示した上で、PTA会員より取得する。

- (1) 保護者氏名
- (2) 在籍児童の学年・組・氏名
- (3) 地区名
- (4) 電話番号
- (5) メールアドレス

2 前項に定める個人情報は、和田小学校又は和田小学校PTAとして取得したものを対象とし、次に定めるものは、本会が取得したものではないものとする。

- (1) 個人間で、双方の合意に基づき交換された個人情報
- (2) 和田小学校及び和田小学校PTAが、前項に定める通り、利用目的を示した上で取得したものではない個人情報。

第2条 本会は取得した個人情報を次の目的で使用するものとし、それ以外の目的で使用する際は、都度、その目的を該当する個人に開示し、承諾を得た上で使用することとする。

- (1) 会費の納入管理の為
- (2) 総会資料作成、活動における行事等の案内（メール連絡含む）及び各イベント等への参加者確認の為
- (3) 活動の企画・検討・連絡調整の為
- (4) 役員・委員等の選考・選出の為
- (5) 本部役員がその業務を遂行する為
- (6) 所沢市PTA連合会より個人情報の提供の要請があり、第1条に定める個人情報の保管者がその申請が適切であると判断した要請によるもの。

第3条 本会は、第1条に定めた利用目的以外で、本会以外の第三者に対しては提供しない。

第4条 本会は、保有している個人情報について利用する必要が無くなった時は、遅滞なく破棄するものとし、破棄にあたっては第三者が読み取れないよう破砕等の処置を施す。

第5条 この規定の改正は、総会によって行う。

第6条 この規定は、平成30年5月1日より施行する。
この規定は、令和4年4月1日より改正施行する。